

オスプレイの配備・飛行の禁止と普天間基地の即時無条件撤去を求める

12月13日、米海兵隊普天間基地所属のオスプレイ輸送機2機が相次いで、名護市沖に墜落、普天間基地に胴体着陸した。

名護市沖での墜落機は、空中給油機の送油管がローターに接触して機体の安定を失ったものと説明されており、オスプレイの致命的な構造的欠陥と言うべきである。また普天間基地での胴体着陸は、同基地が学校や病院などの施設が多数隣接する宜野湾市市街地の中心に位置し、日米両国の法規制では、本来、航空機の運航ができない危険な施設であることを考えると、まさに住民を巻き込む重大事故と紙一重の事案であった。

そもそも、オスプレイは、その爆音や、垂直離着陸時の高温排気による火災の危険や猛烈な風圧により、離着陸地や飛行ルート下の住民生活や自然環境に重大な影響をもたらす。さらに、オスプレイは離着陸時に巻き上げた砂塵による視界不良・エンジン出力低下、モード変更時の不安定、今回の空中給油による大型ローター破損といった、機体構造の欠陥による墜落を繰り返してきた。

沖縄県民は県民大会や選挙を通じて、保革をこえてオスプレイ配備に反対する意思を示してきた。ところが、日米両政府はあえてオスプレイを普天間基地に配備したのである。さらに、辺野古新基地の建設強行、東村高江での着陸帯建設、本土における整備拠点設置やオスプレイ配備方針の発表、自衛隊への配備予算計上と、矢継ぎ早に事を進めてきた。こうした日米両政府の責任が、厳しく問われる。

加えて、オスプレイは日米同盟強化の象徴的な装備の一つであり、米軍と自衛隊が海外で行う戦争で使用される輸送機であることも、看過できない。

本会は、平和と人命・人権の尊重を目的とする学会として、日米両政府が直ちに以下のことを行うよう強く求める。加えて、日本政府は日本国憲法に則った平和外交を行うべきであり、安保法制の廃止、米軍基地撤去、核兵器禁止条約制定へと政策を転換すべきである。

- 一、 在日米軍・自衛隊への全オスプレイの配備を直ちにやめるとともに、日本国内での飛行を禁止すること。
- 一、 沖縄県民の要求を尊重し、普天間基地を即時無条件に撤去するとともに、辺野古新基地の建設を一切中止すること。東村高江の着陸帯建設を中止して原状回復措置を講じること。米軍北部訓練場は全域を返還させて、生態系保護の措置を十分に講じること。
- 一、 日米地位協定を抜本的に改定し、事故・犯罪の対応をはじめとする米軍の特権を廃止すること。

2016年12月18日

日本科学者会議常任幹事会